

## 福島市議会基本条例施行に係る検討事項

資料 5

| No. | 検討項目   | 条例・規則・要綱等、申合せ等  | 制定<br>改廃             | ■検討組織                          | 施行予定       | 検討期間                  |
|-----|--|---|----------------------|--------------------------------|------------|-----------------------|
|     | 対象条文等<br>■市当局との協議事項  |   |                      |                                |            | (上程定例会)               |
| 1   | 福島市議会災害対応に関すること  | (仮称)議会災害対応指針  | 制定                   | ■震災復旧復興対策<br>調査特別委員会(小委<br>員会) | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月   |
|     | (災害時における議会の活動) 第6条(略)<br>(逐条解説)<br>□市議会及び議員の災害対応方針については、別に定めます。<br>(災害時における議員の活動)<br>第7条 議員は、議会の災害対応の方針に基づき、必要な役割を果たすものとする。<br>(逐条解説)<br>□議員は、前条の規定により活動するとともに、議員個人としての活動は、議会の災害対応の方針に基づき、必要な役割を果たすものとします。 |   |                      |                                |            | —                     |
| 2   | 通年議会(通年会期)に関すること   | (仮称)会期等に関する条例<br>定例会の回数を定める条例<br>委員会条例<br>第14条(議会運営委員及び特別委員の辞任)<br>会議規則<br>第5条(会期)<br>第6条(会期の延長)<br>第7条(会期中の閉会)<br>第15条(一事不再議)<br>第65条(発言の取消し又は訂正)<br>第104条(閉会中の継続審査) 他 | 制定<br>廃止<br>改定<br>改定 | ■議会運営委員会                       | ◆平成26年8月1日 | 現在検討中<br><br>～平成26年6月 |
|     | 条文案・逐条解説案<br>(議会の会期)<br>第9条(略)<br>2 議会の会期を通年とする必要な事項については、別に条例で定める。<br>(逐条解説)<br>□通年会期に関することについては、「(仮称)会期等に関する条例」で定めます。  |   |                      |                                |            | (平成26年<br>6月定例会)      |
| 3   | 議事堂以外の場所での委員会の開催   | 会議規則<br>第99条(委員の派遣)   | 改正                   | ■議会運営委員会                       | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月   |
|     | (委員会の適正な運営)<br>第11条第5項 委員会は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開催することができる。   |   |                      |                                |            | (平成26年<br>3月定例会)      |
| 4   | 全員協議会・委員協議会に関する<br>こと  | (仮称)全員協議会実施要綱<br>(仮称)委員協議会実施要綱  | 制定<br>制定             | ■議会運営委員会                       | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月   |
|     | (全員協議会・委員協議会)<br>第12条 議会は全員協議会を、委員会は委員協議会を、必要に応じて開催することができる。<br>(逐条解説)<br>全員協議会、委員協議会について、必要な事項は別に定めるものとします。   |   |                      |                                |            | —                     |
| 5   | 会派及び各会派代表者会に関する<br>こと  | 会派及び各会派代表者会に関する要綱<br>第2条(会派の結成)<br>第5条(交渉会派)<br>第7条(協議事項等)  | 改正                   | ■代表者会                          | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月   |
|     | (会派)<br>第13条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。<br>2 会派は、主として政策等に関して同一の理念を共有する議員で構成するものとする。<br>6 議長は、必要に応じて会派の代表者による会議を開催することができる。<br>(逐条解説)<br>□会派が、政策等に関して同一の理念を共有する2名以上議員で構成するものと定めたものです。                     |   |                      |                                |            | —                     |
| 6   | 政務活動費に関すること  | 政務活動費の交付に関する条例<br>政務活動費請求会派に関する要綱<br>政務活動費マニュアル   | 改正<br>制定<br>改正       | ■政務活動費検討会                      | ◆平成26年4月1日 | 現在検討中<br><br>～平成26年3月 |
|     | (政務活動費)<br>第14条 政務活動費は、議員の調査研究、その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、収支報告書等を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。<br>2 政務活動費については、別に条例で定める。  |   |                      |                                |            | (平成26年<br>3月定例会)      |
| 7   | 会議の公開に関すること  | 議会が開催する会議の協議等の場<br>としての位置づけ   | —                    | ■議会運営委員会                       | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月   |
|     | (会議の公開)<br>第15条 議会は、本会議及び委員会を原則として公開で行うものとする。<br>2 議会は、自ら開催する各種会議を公開するよう努めなければならない。  |   |                      |                                |            | —                     |
| 8   | 議会傍聴の簡素化に関すること   | 傍聴規則<br>委員会傍聴規則   | —<br>改正              | ■議会運営委員会                       | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月   |
|     | (会議の公開)<br>第15条第1項 議会は、本会議及び委員会を原則として公開で行うものとする。<br>(逐条解説)<br>□議会の情報を公開し、市民との情報共有を図るとともに、透明性の確保等の観点から、秘密会とする場合などを除き、本会議や常任委員会、特別委員会を原則として公開で行います。また、より開かれた議会とするため、傍聴手続きを簡素化に努めます。                          |   |                      |                                |            | —                     |

| No. | 検討項目   | 条例・規則・要綱等、申合せ等                  | 制定<br>改廃 | ■検討組織    | 施行予定       | 検討期間                |
|-----|--|---------------------------------|----------|----------|------------|---------------------|
|     | 対象条文等<br>■市当局との協議事項  |                                 |          |          |            | (上程定例会)             |
| 9   | 議会報告会に関すること  | (仮称)議会報告会実施要綱                   | 策定       | ■議会改革検討会 | ●平成26年4月以降 | 平成25年8月～            |
|     | (情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任)<br>第16条第2項 議会は、議会活動及び市政に関する情報を市民と共有するため、議会報告会を開催するものとする。  |                                 |          |          |            | —                   |
| 10  | 議案、委員会審査等に関する資料等の公開に関すること  | 資料の公開方法及び取扱いについて<br>市当局と協議・確認事項 | —        | ■議会運営委員会 | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月 |
|     | (情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任)<br>第16条第5項 議会は、議案、委員会審査等に関する資料等について、公開するよう努めるものとする。<br>■1、委員会等の資料開示   |                                 |          |          |            | —                   |
| 11  | 議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の状況についての公表に関すること  |                                 | —        | ■議会運営委員会 | ●新庁舎西棟開庁時  | 新庁舎西棟建設時<br>～竣工時    |
|     | (情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任)<br>第16条第6項 議会は、議決に対する説明責任を果たすうえで、議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の状況について、公表することに努めなければならない。  |                                 |          |          |            | —                   |
| 12  | 広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置   | (仮称)議会広報広聴検討会設置要綱               | 制定       | ■議会改革検討会 | ●平成26年4月以降 | 平成25年8月～            |
|     | (情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任)<br>第16条第7項 議会は、広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置に努めなければならない。   |                                 |          |          |            | —                   |
| 13  | 市民との意見交換に関すること   | (仮称)意見交換会実施要綱                   | 制定       | ■議会改革検討会 | ●平成26年4月以降 | 平成25年8月～            |
|     | (市民参加の推進)<br>第17条第2項 議会は、市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができる。  |                                 |          |          |            | —                   |
| 14  | パブリック・コメントに関すること   | (仮称)パブリック・コメント実施要綱              | 制定       | ■議会改革検討会 | ●平成26年4月以降 | 平成25年8月～            |
|     | (市民参加の推進)<br>第17条第5項 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメントを行うことができる。   |                                 |          |          |            | —                   |
| 15  | 市長等に対する会議等への出席要請に関すること   | 当局確認事項・申合わせ事項                   | —        | ■議会運営委員会 | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月 |
|     | (市長等並びに議会及び議員の関係)<br>第18条第3項 議会は、必要に応じて市長等に対して会議等への出席を要請するものとする。<br>■4、議会に市長等の出席要請を最小限とすること  |                                 |          |          |            | —                   |
| 16  | 本会議及び委員会における反問に関すること   | 当局確認事項・申合わせ事項                   | —        | ■議会運営委員会 | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月 |
|     | (市長等並びに議会及び議員の関係)<br>第18条第4項 本会議又は委員会において、議員の質問や質疑に対し答弁をする者は、論点を明確にし議論を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。<br>■3、市長その他の職員への反問権、反論権の付与                                 |                                 |          |          |            | —                   |
| 17  | 本会議において可決された附帯決議の尊重に関すること  | 当局確認事項・申合わせ事項                   | —        | ■議会運営委員会 | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月 |
|     | (市長等並びに議会及び議員の関係)<br>第18条第5項 市長等は、本会議において可決された附帯決議の趣旨を尊重するよう努めるものとする。<br>■9、附帯決議の尊重  |                                 |          |          |            | —                   |
| 18  | 請願及び陳情に関する処理の経過及び結果についての報告に関すること   | 当局確認事項・申合わせ事項                   | —        | ■議会運営委員会 | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月 |
|     | (市長等並びに議会及び議員の関係)<br>第18条第7項 議会は、前項の市長等において措置することが適当と認める請願及び陳情に関する処理の経過及び結果について報告を求めるものとする。<br>■10、採択請願・陳情への対応   |                                 |          |          |            | —                   |
| 19  | 政策提案の説明要求に関すること  | 当局確認事項・申合わせ事項                   | —        | ■議会運営委員会 | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月 |
|     | (重要な政策等の説明)<br>第19条第1項 議会は、市長等が提案する議案について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。<br>■8、政策提案の説明要求   |                                 |          |          |            | —                   |
| 20  | 重要な政策等に関する内容の説明に関すること  | 当局確認事項・申合わせ事項                   | —        | ■議会運営委員会 | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月 |
|     | (重要な政策等の説明)<br>第19条第2項 議会は、市長等が、重要な政策等について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更するときは、市長等に対して、議会の意見及び政策提言の趣旨を尊重すること並びに重要な政策等に関する内容の説明を求めるものとする。<br>■2、重要政策等に関する議会の意見聴取、説明 |                                 |          |          |            | —                   |
| 21  | 審議・調査等に必要資料に関すること  | 当局確認事項・申合わせ事項                   | —        | ■議会運営委員会 | ◆平成26年4月1日 | 平成25年8月～<br>平成26年3月 |
|     | (説明資料の要求)<br>第20条第1項 議会は、議案等の審議、市長等に対する関し及び評価、政策立案及び政策提言を行うために必要となる関係資料について、市長等に対して求めることができる。<br>■6、審議・調査等に必要資料の提供   |                                 |          |          |            | —                   |

| No. | 検討項目  | 条例・規則・要綱等、申合せ等   | 制定<br>改廃 | ■検討組織              | 施行予定        | 検討期間                |
|-----|---|------------------|----------|--------------------|-------------|---------------------|
|     | 対象条文等<br>■市当局との協議事項   |                  |          |                    |             | (上程定例会)             |
| 22  | 予算・決算に関する審議・資料に関すること  | 当局確認事項・申合せ事項     | —        | ■議会運営委員会           | ◆平成26年4月1日  | 平成25年8月～<br>平成26年3月 |
|     | (説明資料の要求)<br>第20条第2項 議会は、市長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、可能な限り、市長に対し議会が必要とする資料提供を求めることができる。<br>■5、予算・決算に関する審議・資料の作成   |                  |          |                    |             | —                   |
| 23  | 自由討議に関すること  | 会議規則             | 改正       | ■議会運営委員会           | ◆平成26年4月1日  | 平成25年8月～<br>平成26年3月 |
|     | (議員間の自由討議)<br>第22条 議会は、本会議及び委員会において、論点及び争点を明らかにすることにより合意形成を図るため、議員間の言論を尊重し、自由討議を重視した運営に努めなければならない。  |                  |          |                    |             | (平成26年<br>3月定例会)    |
| 24  | 政策討論会に関すること   | (仮称)政策討論会実施要綱    | 制定       | ■議会改革検討会           | ●平成26年4月以降  | 平成25年8月～            |
|     | (政策討論会)<br>第23条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。<br>(逐条解説)<br>□政策討論会に関することについては別に定めるものとします。                              |                  |          |                    |             | —                   |
| 25  | 議会改革を継続的に取り組む組織に関すること   | 議会改革検討会設置要綱      | 制定<br>済  | ■議会改革検討会           | □平成23年8月23日 | —                   |
|     | (議会改革の推進)<br>第25条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置するものとする。<br>2 議会は、議会制度に係る法令等の改正等があった場合又は議案の審査、議会の運営若しくは市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認める場合には、必要な組織を設置することができる。 |                  |          |                    |             | —                   |
| 26  | 議員の政治倫理に関すること   | (仮称)政治倫理条例       | 制定       | ■(仮称)政治倫理条例策定特別委員会 | ●平成26年4月以降  | 平成26年4月～            |
|     | (議員の政治倫理)<br>第30条第2項 議員の政治倫理については、別に条例で定める。<br>(逐条解説)<br>□政治倫理に関する条例を制定することについて定めたものです。   |                  |          |                    |             | (未定)                |
| 27  | 基本条例の見直し手続に関すること  | (仮称)基本条例の見直し実施要領 | 制定       | ■議会改革検討会           | ◆平成26年4月1日  | 平成25年8月～<br>平成26年3月 |
|     | (見直し手続)<br>第34条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討するものとする。<br>2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。  |                  |          |                    |             | —                   |